

◆ 伊丹市認可保育所設置・運営事業者募集に係る質問回答

No.	質問事項	回答
(1)	認可保育所開設後の運営関係の補助について、どのようなものがあるかお教えてください。	<p>施設運営に係る補助金等については、国の公定価格に基づく委託費の他に、延長保育事業実施に係る補助金等があります。また、保育人材確保のための補助金として、保育士等宿舍借上支援事業補助金、保育人材就職促進事業補助金、保育士等奨学金返済支援事業補助金もあります。(詳しくは以下URLをご参照ください)</p> <p>その他の各補助金等については、事業者選定後にご案内させていただきます。</p> <p><保育人材確保に向けた取り組み> https://www.city.itami.lg.jp/SOSIKI/KODOMO/HOIKU/hoikushi/1550539115023.html</p>
(2)	賃料補助について、借地でも対象であるか。また、借地/借家の賃料問わず、定められた金額は満額受け取ることができるか。	<p>「保育所等整備交付金交付要綱」に基づく保育所の創設又は「保育対策総合支援事業費補助金交付要綱」の保育所等改修費等支援事業に基づく賃貸物件による保育所改修費等の活用を予定しており、各要綱に基づき賃料等も含めて算定させていただきます。ただし、補助対象経費の実支出額が補助基準額を下回る場合や国の制度改正により、補助基準額が変更される場合には、補助金額が変わりますので、市HPに記載する額を確約するものではありません。</p>
(3)	屋外遊技場について、設置は必須か。	<p>認可基準を満たしていれば、屋外遊戯場を公園などの敷地外に設けることも可能と考えますが、審査においては、屋外遊戯場の状況も含めて事業計画を評価することとなります。なお、認可申請する際に、兵庫県との協議等が必要となりますので、事業者として選定されたことをもって認可されるものではないことを申し添えます。</p>
(4)	借地の場合、地主さまとの契約や、工事の請負契約などについて、締結日は定められているか。	<p>「保育所等整備交付金交付要綱」に基づく保育所の創設に係る補助金を活用する場合、国補助金内示前の契約締結は補助金の対象外となります。詳細は事業者選定後に改めてご案内させていただきます。</p>
(5)	既に認可されている保育所との距離については制限がありますか。また、既設保育所との距離は評価に影響を与えますか。	<p>特に制限はありませんが、審査においては、立地条件も含めた事業計画を評価することとなります。</p>